（誇大広告をしてはならない事項）

第五十二条の十三の二十　準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）に関する特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　電子記録移転有価証券表示権利等の性質

ロ　電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

六　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五十二条の十三の二十三　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十二　略］

十三　当該特定信託契約が電子記録移転有価証券表示権利等に関するものである場合にあっては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

2　［略］

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～三　略］

四　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）及び暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

（誇大広告をしてはならない事項）

第五十二条の十三の二十　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

（契約締結前交付書面の記載事項）

第五十二条の十三の二十三　［同上］

［一～十二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］